

昭和村 農業委員会だより

Showa-mura Agriculture Committee

創刊号

2015.3

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

CONTENTS

あいさつ	2~3
農業委員会・委員紹介	4~5
視察研修会について	6
Topics	7

表紙写真：第3回「やさい王国 昭和村」フォトコンテスト

一般の部門 グランプリ 昭和村長賞「大地の恵み」三枝 伊三郎

農業委員会だより 創刊にあたり

平素より農業委員会活動にご理解ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

農業委員会だよりの創刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昭和村農業委員会は26名「選挙選出20名 女性委員3名 議会推薦1名 土地改良区代表1名 農協理事推薦1名」で構成されています。委員会は月1回、年12回開催され、あっせん等を含む農地流動化対応の3条申請、4条、5条の転用申請について審議、農用地利用集積計画（利用権設定）の決定や認定農業者等の審査、6月、12月に開かれる昭和村農業振興地域整備促進協議会の委員としても活動しています。TPP、FTA等、農業の国際化が進み行く中で、国内では、農協改革、農委選出方法の改正や、地方分権改革の要望の一つである農地転用の自治体への権限委譲等が国会で審議され、農地中間管理機構が活動を始め、企業の農業参入が懸念されるなど農業を取り巻く環境が日々厳しく変化しています。

このような社会変動が予想される中、野菜王国、こんにゃく生産日本一を誇る昭和村の農業委員会としては新たに、「農業者にきちんとした情報提供」、「一歩踏み出した農産物の市場開拓」等、後継者の指針となるべき活動を実践して行くことにしました。委員会だよりは「きちんとした情報提供」の実践です。委員が記事を書くために調査、確認、勉強をすることにより本人及び委員会の更なる資質向上が計られ活動の活性化に繋がると思っていますので、皆様のご理解をお願いします。

また昨年、商工会と協力し農協にも委員として参加いただき、農産物等輸出促進協議会を設置し、県の指導をいただきながら東南アジア（台湾、シンガポール等）に農産物（レタス、キャベツ、とうもろこし、こんにゃく等）の輸出を計画しています。農薬、検疫、鮮度等クリアしなければならぬ問題はたくさんありますが、来年度は県の指導で少量ですが試験輸出を予定しています。この事業の経過、結果報告、事業展開等も掲載して行く予定です。

終わりに、私たちは日本屈指の農業村の農業委員であることに誇りと責任を持ち、変化する時代に対応出来る委員会を目指し、皆さんと共に頑張ることを約束し創刊にあたっての挨拶いたします。

農業委員長
林 祐司



昭和村長

堤 盛 吉

農業委員会だより創刊にあたり、ご挨拶申し上げます。

全国的に農業後継者が減少する中で、本村においては、若い農業従事者（後継者）も多く、大規模農業経営に積極的に取り組まれています。今後は、後継者の確保や新規就農者の育成が重要な課題であります。

本村では、農産物等の販路拡大や農業収入の安定化を図るため、6次産業化の推進、農産物等の海外輸出に向けて、商工会を中心に調査研究してまいりました。そんな中、県にご指導いただき、昭和村農産物等輸出促進協議会を立ち上げ、海外への農作物等の輸出に向け、村、商工会、そして農業委員会の協力をいただきながら、農商工連携による農業振興を推進してまいりたいと考えております。

昭和村農業委員会の皆様の今後のますますのご活躍とご発展をお祈り申し上げ、ご挨拶いたします。



昭和村議会議長

高 橋 昇 三

農業委員会だよりが創刊されるにあたり、一言お祝いを申し上げます。

委員各位におかれましては、平素から地域に根ざした地道な活動に努められ、農地の適正管理や担い手育成などに大きな成果を上げていただき、心から感謝を申し上げます。

さて、国では規制改革会議において、農業改革3点セットを掲げ、とりわけ農業委員会関係では、農業委員の公選制廃止や委員定数の縮減、企業の農地所有の解禁などを進めようとしております。


議会としましては、TPP問題やこうした動きを注視するとともに、農業者や関係機関との連携を強め、本村農業の振興に努めて参る所存ですので、今後も一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、農業委員会のますますのご発展と、本委員会だよりが農業者の皆様との架け橋となりますことをご祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

委員を紹介します

農政部	農政部長	橋本 良雄
	副部長	山後 芳範
	委員	竹内 敏昭
		金井 嘉次
		羽鳥 栄治
	堤 敏昭	

農政部	委員	綿貫 利彦
		藤井 正浩
		堤 盛吉
		角田 ゆり子
		真下 喜美子
		竹吉 信子




村民の皆様にはご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。農業委員全員が農業者の代表として昭和村農業経営支援のため頑張っています。

諸田 順一
(永井下組・上組)



農地法など、農地に対する考えが深まりました。今後も一層の努力をしていきます。

農地副部長
阿部 孝司
(滝寺・南内出・上内出)



農地部長として、農業振興、農地の有効利用に力を注ぎ、本村の基幹産業である農業の発展のために、より一層の努力をしてまいりたいと思います。

農地部長
星野 進二
(長者久保・大河原)



2年前に脊柱管狭窄症を患い心配をかけた時。そんな時、農業者年金制度が良いなと思いました。

副会長
林 照夫
(滝久保・池原)



この度、議会推薦により農業委員になりました。昭和村の農業も色々な問題を抱えております。皆様と一緒にしっかりと考えていきたいです。

兵藤 喜孝
(議会推薦)




農業委員として、本村農業のより一層の発展のため、頑張りますので、よろしくお願いたします。

林 公男
(田岸・大堀)




農業委員になって感じた事は、皆村の事を真剣に考え、仲間づくりを大切にしていく事です。こんな気持ち皆さん達にも。

高橋 昭雄
(入原上組・下組)



農地の問題や悩み事がありましたら遠慮なく農業委員会へご相談下さい。親切に対応いたします。

加藤 久俊
(宿)



日本一美しい村。その環境と風景を村民全ての方々と一生懸命考えて、行動して、超一流の村を創って参りましょう。

綿貫 利彦
(鎌沢・森下上組)




農業委員会の一員として一生懸命頑張りますので、よろしくお願いたします。

堤 敏昭
(森下下宿・入沢)



昨年は、2月の記録的大雪による園芸施設の被害があり、自然の猛威を思い知らされた年となりました。今年には災害のない良い年となりますように。

羽鳥 栄治
(森下中組)



今、農協改革、農業委員会改革が検討されています。将来の農業後継者のためになる改革をしていただきたいと思っております。

金井 嘉次
(三ッ谷・北部・南部)

昭和村

農業委員会の

会 長	林 祐 司
副 会 長	林 照 夫

農地部	農地部長	星野 進二
	副部長	阿部 孝司
	委 員	諸田 順一
		吉澤 時彦
		千木良 厚巳
	角田 昌義	

農地部	委 員	倉澤 光生
		加藤 久俊
		高橋 昭雄
		林 公男
		兵藤 喜孝
		谷川 貞夫

全国的に耕作放棄地対策が叫ばれる中、農地不足により出耕作に頼る昭和村は強い耕作意欲を感じます。次世代のために就農支援や鳥獣対策強化など考えたいと思います。



倉澤 光生
(根岸・伏田)

任期も残すところ数ヶ月となりましたが、次の世代の後継者が希望を持って農業をしていける環境作りにも貢献出来ればと思っております。



角田 昌義
(追分・赤谷)

私は、農業委員になり2年が経過しました。今回の農業委員会だにより、皆様に私達の活動を知って貰えればと思っております。



千木良厚巳
(藤井・宮貝戸)

農業は、基本中の基本。農業の発展なくして経済の発展は望めない。国民に農業（食の自給率）の大切さを知ってもらいたい。



吉澤 時彦
(中野上・下)

「農地の番人」といわれる農業委員に任命され2年が過ぎ何も出来ませんが、12月の任期まで村の農地行政の一員として頑張りたいと思います。



竹内 敏昭
(赤城原第1・第2)

農業委員活動にご理解とご指導いただきありがとうございます。今後も農地法に基づいて業務を行っていききたいと思います。



農政副部長
山後 芳範
(中宿・中内出・常木)

農業を取り巻く情勢も年々厳しさを増しております。農業振興と経営の安定を図るべく努めてまいりたいと思います。



農政部長
橋本 良雄
(松ノ木平第1・第2)

私は農協理事になりました。学識経験者として昨年7月に農業委員に選任されました。毎月、理事会で農協改革を研究しています。これからも農業委員として頑張ります。



谷川 貞夫
(農協推薦)

この赤城大地が未永く潤い続けることを祈願し、皆様と共に繁栄を手助けする委員でありたいと思っております。



竹吉 信子
(議会推薦)

後継者が希望を持って働ける村づくりを応援したいと思っております。



真下喜美子
(議会推薦)

農業委員になって農政、農地の事も多少はわかる様になってきました。残り数ヶ月になりましたが、頑張つて勤めます。



角田ゆり子
(議会推薦)

農業委員の研修会などを通じて、農地問題や鳥獣被害などの情報を交換し、意識向上を図り取り組んでいきたいと思っております。



藤井 正浩
(吹張)

農業委員会 視察研修会について

加藤久俊



ビンダイ農業組合の組合長さん（写真中央）と記念撮影

平成27年1月16日から20日まで、私たち農業委員は、堤村長、兵藤議員とともにカンボジア王国とベトナム社会主義共和国へ視察研修に行っていました。

カンボジア王国では、世界遺産であるアンコールワット、アンコールトムや東南アジアで最大の湖であるトンレサップ湖の水上で暮らす人々の様子を視察しました。

カンボジア王国は、観光により国民の生活は豊かになったようですが、日本と比較すると物価も安く、まだまだ生活レベルは低いように思えました。

次に訪れたベトナム社会主義共和国では、人口の約67%が農業をされており主力の生産物は米で、世界第2位の輸出量を誇っています。社会主義国のため農地は100%国が所有しており、20～30年契約で国から借りて耕作をしているそうです。

私たちは、ホーチミン市から南西約85キロ、大型バスで約2時間半かけてベトナム最大の穀倉地帯であるメコンデルタの東側に位置し、田園風景に囲まれたビンダイ農業組合を視察研修しました。

組合長の説明では、組合の全耕作面積523ヘクタールのうち水田面積は、約300ヘクタールで2～3期作が行われているとのことでした。この地域の農業者は全員が



(米の保管倉庫視察)



(水田視察)

組合員となっており、1,000人以上いるそうです。

組合では、米作りのほか米の乾燥や種もみ作りをはじめ農業用水路の整備、農業用水の管理、農業セミナー、生産指導等、多くの事業に取り組んでおり、組合員1人あたりの耕作面積は50アール程度で1ヶ月の給料は約1万5千円だそうです。そのため、高い生活水準を求めて都市部へ出て行く人も多いようですが、学歴が低いと良い仕事に就けないのが現状だそうです。

ベトナム政府は、国の発展のため工業政策に力を入れていますが、それにより将来は米の輸入国になる恐れがあることが懸念され、農業と工業のバランスが重要とのことでした。

日本の農業に目を向けると、TPPや天候による自然災害等、数多くの問題はありますが、まだまだ恵まれた環境下にあると言えます。

この視察研修のなかで、ODA(政府開発援助)で道路や鉄道、学校の建設等の援助をしている日本に対し、とても感謝しているとガイドさんが教えてくれました。

また、実際に私たち日本人に友好的であることも実感しました。

有意義な視察研修ができましたことを報告します。

農地の売買、贈与、貸借等には許可が必要です (農地法第3条)

農地を耕作目的で買い受けたり、贈与を受けたりする場合には、農地法に基づき農業委員会の許可が必要です。農地を貸したり借りたりする場合も同様です。

農地の権利取得には、下記のすべての要件を満たす必要があります。

農地法第3条の許可基準

○全部効率利用要件

申請農地を含め、所有している農地および借りている農地のすべてを効率的に耕作すること

○農業生産法人要件

法人の場合は農業生産法人であること

○農作業常時従事要件

農地の権利を取得する方またはその世帯員が農作業に常時従事すること(原則年間150日以上)

○下限面積要件

申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積(50アール)以上であること

○地域との調和要件

申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと



農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

農地を農地以外の用途に 利用する場合は許可が必要です (農地法第4条・5条)

農地を住宅用地や資材置場、駐車場、通路、山林など農地以外の用地に転換することを農地転用といいます。農地転用には県知事の許可が必要です。

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

農地法第4条許可申請

本人名義の農地を本人名義のまま農地以外のものに転用する場合に必要な申請で、農地の所有者が申請します。

農地法第5条許可申請

他人の農地を買ったり借りたりして農地以外のものに転用する場合に必要な申請で、農地の所有者と利用者(買主・借主)の連名で申請します。

申請締切日

毎月10日(ただし、土日・祝日の場合はその翌開庁日)

農地転用許可後の報告

平成25年4月1日以降に許可された、全ての農地転用について、工事進捗状況報告書(許可の日から3か月後及びその後1年ごとに進捗状況を報告)及び工事完了報告書の提出が必要となりました。

実現可能な計画で、農地転用の申請をお願いします。



※農業振興地域(農用地区域内)の農地は、転用許可申請をする前に農用地区域から除外(農振除外)する必要があります。除外の審査は6月と12月の年2回(5月末と11月末締切)のみですのでご注意ください。農業用施設建設にも、軽微変更申請が必要になります。

農地貸し借りの新しい仕組み 農地中間管理事業

群馬県農業公社

出し手

借
受
け



- ①地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地について、農地中間管理機構が借り受け
- ②農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配置して貸し付け
- ③農地中間管理機構は、当該農地について農地として管理
- ④農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進

貸
付
け



受け手

農地を貸したい方（出し手）のメリット

- ・契約期間中は、農業公社が適切な貸付先を選定し、安定した賃借料が確実に入ります。
- ・貸付期間満了後にはトラブルの心配もなく、確実に土地が戻ります。
- ・貸付期間満了後も農地管理が難しい場合は、引き続き貸し付けておくことで、農業公社が農地の適正管理を行う担い手へ託します。
- ・地域内の農地の一定割合以上を農業公社に貸し付けた地域に対し、地域集積協力金が交付されます。
- ・農業公社に農地を貸し付けることにより、経営転換またはリタイアする農業者及び農地の相続人に対し、経営転換協力金が交付されます。

農地を借りたい方（受け手）のメリット

- ・より長期間の借り入れが可能（原則10年以上）になり、借入期間中は安心して耕作できます。
- ・条件が整えば、借入地で簡易な基盤整備を実施できます。
- ・地主との借入交渉など、面倒な事柄は農業公社がお引受けします。
- ・賃借料は交渉により定まった額を毎年払いとします。



■問い合わせ先：公益財団法人 群馬県農業公社
〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2 ☎027-251-1220

広報委員

橋本良雄 林 公男 林 祐司
星野進二 堤 敏昭 林 照夫
千木良厚巳 竹吉信子

昭和49年に就農した頃は、8桁農業が夢で、それぞれに創意工夫・情報交換等で生産性を上げ9桁農業が現実となってきたておりますが、作れば売れる時代から、品質や安全・安心が重要視される今、様々な経費がかさみ経営も困難になって来ているのが現実です。地域農業の振興・発展のため、経営に役立つ様々な情報の収集・提供に努めてまいりたいと思いますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

橋本良雄

編
集
後
記

このたび、村当局をはじめ議会議員の皆様にご理解をいただき、農業委員会だよりを年2回の予定で発行する運びとなりました。

本村の農地を効率的に利用するため、農地法・農地の利用集積と集団化、農業委員会の活動等、農業の情勢を村民の皆様にご紹介する事を目的とします。